

令和 6 年11月15日

令和 6 年度 「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第53条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要項）を以下のとおり公示します。

名古屋市長職務代理者 名古屋市副市長 中田 英雄

1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、名古屋市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、名古屋市公式ウェブサイト「個人情報ファイル簿について」のページに掲載されています。

【参考】次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第60条第 3 項第 1 号）
- (2) 個人情報ファイルに名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「情報公開条例」という。）の規定による公開請求があったとしたならば、次のア又はイのいずれかを行うこととなるもの
 - ア 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を公開する旨の決定をすることとなるもの（法第60条第 3 項第 2 号イ）
 - イ 情報公開条例の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第60条第 3 項第 2 号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第60条第 3 項第 3 号）。

3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他

の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第113条の規定により、次に掲げる(1)から(6)まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁固以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であつて、その役員のうちに上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの

（注）代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4 募集期間

令和6年11月18日（月）から令和6年12月17日（火） 午後5時まで

5 提案の方法

(1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

- 提案書類
 - ア 提案書
 - ☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（注1）
 - イ 添付書類
 - ☐ 誓約書（上記3の(1)から(6)までに該当しないことを誓約する書面）
 - ☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（任意様式）
 - ☐ 提案をする者の本人確認書類（注2）
 - ☐ その他実施機関が必要と認める書類（注3）
 - ☐ 委任状（代理人の権限を証する書面）（注4）
- 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード
<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000167246.html>

（注1）法第118条第1項の規定に基づき、既作成の行政機関等匿名加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する

提案書」を提出してください。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

(注2) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

(注3) 提案書中、提案をする者として列記されている「連絡先」に記載されている「担当者」の本人確認書類を添付してください。

(注4) 代理人による提案をする場合に限りします。

(2) 提案書類の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

① 持参（注1）、郵送・信書便（注2）による場合
提案書類2部を提出してください。

(注1) 持参による場合は、平日の午前8時45分から午後5時まで

(注2) 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

○提案書類の提出先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報課

② オンラインによる場合

メールアドレス「a3153@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp」あてに、募集期間内までに提案書類一式をご提出ください（提出期限は募集期間の最終日の午後5時）。

6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- (1) 提案者が法第113条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するものであること。
- (4) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- (5) 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

- (7) 行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）別記様式第3「審査結果通知書」とともに同封する要綱別記様式第4「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、要綱別記様式第5「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

9 手数料

- (1) 新しく行政機関等匿名加工情報の提案をする場合

21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額が手数料の額となります。

ア 職員が行政機関等匿名加工情報作成に要した時間1時間当たり3,950円

イ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額

- (2) 既作成の行政機関等匿名加工情報について提供を希望する場合

ア 当初の提案に基づき契約を締結した者以外の者が提供を希望する場合は、当初提案に係る手数料と同一の額が手数料の額となります。

イ 当初の提案に基づき契約を締結した者が提供を希望する場合は、12,600円が手数料の額となります。

10 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 名古屋市からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 名古屋市が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は名古屋市に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の提供が翌年度になる場合があります。
- (6) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。

- (7) 提案書類及び行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る書類は、情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。情報公開請求があった場合は、情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。
- (8) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した場合は、規則で公表することが定められている行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目のほか、次に掲げるものを公表します。
- ア 利用契約を締結した提案者の氏名又は名称
 - イ 行政機関等匿名加工情報の利用目的
 - ウ 行政機関等匿名加工情報の利用方法
 - エ 行政機関等匿名加工情報の利用に供する事業の内容
 - オ 行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする期間
 - カ 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- (9) 行政機関等匿名加工情報の提供を受けた提案者等は匿名加工情報取扱事業者となり、法第46条に基づく安全管理措置等の努力義務が課されます。
- (10) 提案書類は返却しません。

11 提案に関する連絡先

提案の手續等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により回答に時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○提案に関する連絡先

名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報課

電話：052-972-3153

電子メール：a3153@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp